

工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針
及び育成就労に係る制度の運用に関する方針

法 務 大 臣
厚生労働大臣
国家公安委員会
外 務 大 臣
経 済 産 業 大 臣

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）第 2 条の 4 第 1 項及び外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「育成就労法」という。）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、入管法第 2 条の 3 第 1 項及び育成就労法第 7 条第 1 項の規定に基づき定められた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）にのっとり、工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針（以下「分野別運用方針」という。）を定める。

第一 特定技能制度及び育成就労制度に共通する事項

- 1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）及び特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である分野（育成就労産業分野）

工業製品製造業分野（以下「製造業分野」という。）

- 2 当該産業上の分野における人材の不足の状況（当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項

（１）特定技能外国人及び育成就労外国人受入れの趣旨・目的

ア 特定技能外国人

製造業分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

イ 育成就労外国人

特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である製造業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保する。

（２）生産性向上や国内人材確保のための取組

ア 生産性向上のための取組

各企業及び業界では、①生産プロセスの見える化等の工場のデジタル化、I o T ・ A I 等の活用による生産プロセスの刷新等といった生産現場の改善徹底や、

②研修・セミナー等の人材育成等による生産性向上のための取組を実施している。

また、経済産業省としても、企業による設備投資やIT導入を支援する施策により、企業による生産性向上の取組を支援している。

こうした取組の結果、製造業の生産性は、直近5年間（平成30年から令和5年まで）で、約7%向上している。

イ 国内人材確保のための取組

次の（ア）、（イ）及び（ウ）の取組を実施している。

（ア）女性、高齢者、就職困難者等の就業促進

① 各企業及び業界は、女性や高齢者も働きやすい職場環境及び人事制度を整備

② 経済産業省は、中小企業の多様な人材活用を促す「中小企業・小規模事業者人材活用ガイドライン」（令和5年6月中小企業庁）を普及

（イ）処遇改善

① 各企業及び業界は、適正取引の推進等による適正な賃金水準を確保

② 経済産業省は、賃上げ促進税制や価格転嫁の推進、省力化投資等の生産性向上のための支援による賃上げ等を通じて、企業による国内人材確保の取組を促進

（ウ）安全衛生対策

① 各企業及び業界は、安全衛生講習の実施や安全装置の導入などの労働安全衛生対策等を実施

② 経済産業省は、労働安全衛生対策に係る業界との連携等を通じて、企業による国内人材確保の取組を促進

上記（ア）、（イ）及び（ウ）の取組の結果、次の（エ）、（オ）及び（カ）のとおり成果がみられる。

（エ）（ア）の成果

製造業分野の就業者に占める女性及び65歳以上の者の比率は、近年、約3割の水準を維持（推計値）

（オ）（イ）の成果

製造業分野の平均賃金は、令和元年には約508万円だったところ、令和6年には約535万円となっており、約5.3%上昇

（カ）（ウ）の成果

労働災害動向調査の結果による労働災害率（度数率）（製造業）は、令和元年から令和5年まで2.00未満で推移し、労働災害動向調査の対象産業全体と比べて低い水準

（3）受入れの必要性（人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。）

製造業分野に係る職種における有効求人倍率（令和6年度）は2.81倍であり、有効求人倍率からみても、全国的に人材確保が困難な状況にある。

製造業分野については、デジタル化の進展等により、今後も半導体、産業機械、素材産業等を中心に成長が見込まれる中、令和6年度の人手不足数は、製造業分野

の就業者数に欠員率を乗じて算出すると 12 万 7,000 人程度である。今後、年 1.3 %程度と予測される製造業の需要拡大とこれに伴う労働需要の拡大が続くと、令和 10 年度には 576 万 6,900 人程度の就業者が必要となるが、上記（２）に掲げた生産性向上のための取組及び国内人材確保のための取組を継続することにより人手不足が 36 万 4,500 人程度緩和されることが見込まれるものの、なお 31 万 9,200 人程度の手不足が生じるものと推計される。

今後も製造業分野における労働需要は増加するものと見込まれ、かかる要因による人手不足が早急に改善できる見通しは立っていない。

製造業分野は、我が国の国民生活に不可欠な分野であり、同分野の基盤を維持し、持続的な発展を図るためには、製造業分野について一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることが必要不可欠である。

（４）受入れ見込数（育成就労法第 7 条の 2 第 2 項第 4 号の当該個別育成就労産業分野における受入れ見込数を含む。）

ア 製造業分野全体の受入れ見込数

製造業分野全体における令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間の受入れ見込数は、31 万 9,200 人である。

当該受入れ見込数は、製造業分野において、令和 10 年度には 68 万 3,700 人程度の手不足が見込まれる中、工場のデジタル化等の労働効率化による生産性向上（令和 10 年度までに約 7 %程度の生産性向上により、33 万 900 人程度の省人化）や、職場環境及び人事制度の整備による追加的な国内人材の確保（令和 10 年度までに 3 万 3,600 人程度）を行ってもなお不足すると見込まれるものであり、過大なものとはなっていない。

イ 1 号特定技能外国人の受入れ見込数

製造業分野における令和 6 年度から 5 年間の 1 号特定技能外国人の受入れ見込数は、19 万 9,500 人であり、これを令和 10 年度末までの 5 年間の受入れの上限として運用する。

ウ 育成就労外国人の受入れ見込数

製造業分野における令和 9 年度から 2 年間の育成就労外国人の受入れ見込数は、11 万 9,700 人であり、これを令和 10 年度末までの 2 年間の受入れの上限として運用する。

3 在留資格認定証明書の交付又は育成就労認定の停止の措置及び再開の措置

（１）製造業分野をめぐる人手不足状況の把握方法

経済産業大臣は、次の指標等により人手不足状況の変化を的確に把握する。

- ① 製造業分野の 1 号特定技能外国人及び育成就労外国人の在留者数（定期的に法務省から経済産業省に提供）
- ② 雇用動向調査に基づく欠員率、職業安定業務統計に基づく有効求人倍率
- ③ 一般職業紹介状況に基づく有効求人数及び、有効求職者数並びに雇用動向調査に基づく未充足求人数
- ④ 必要に応じて業界団体を通じた所属企業等への調査
- ⑤ 入管法第 19 条の 18 第 1 項に規定する特定技能所属機関等からの状況把握等

(2) 入管法第7条の2第3項及び第4項（これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置及び交付の再開の措置に関する事項

- ① 経済産業大臣は、上記（1）の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて分野別運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2（4）イに掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。
- ② 一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該特定産業分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、経済産業大臣は、法務大臣に対し、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を求める。

(3) 育成就労法第12条の2の規定による育成就労認定の停止の措置及び認定の再開の措置に関する事項

- ① 経済産業大臣は、上記（1）の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて分野別運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2（4）ウに掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣及び厚生労働大臣に対し、一時的に育成就労認定（育成就労外国人及び育成就労認定が育成就労法第16条第1項の規定により取り消されたことにより育成就労の対象でなくなった外国人に係るものを除く。）の停止の措置を求める。
- ② 一時的に育成就労認定の停止の措置を講じた場合において、当該育成就労分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、経済産業大臣は、法務大臣及び厚生労働大臣に対し、育成就労認定の再開の措置を求める。

4 その他特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に共通する重要事項

(1) 特定技能外国人及び育成就労外国人のキャリア形成等に関する事項

経済産業省は、関係業界等と協働して、育成就労、特定技能1号及び特定技能2号に係る製造業分野における「育成・キャリア形成プログラム（以下「育成プログラム」という。）」を策定する。

製造業分野における育成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとするを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

- ① 目指すレベル（求められる役割・作業）
- ② 必要な技能・知識・資格とそのための研修・講習

(2) 治安への影響を踏まえて講じる措置

経済産業省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、経済産業省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、分野別運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

ア 治安上の問題に対する措置

経済産業省は、製造業分野における特定技能外国人又は育成就労外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出国の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

イ 治安上の問題を把握するための取組及び把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

経済産業省は、上記アの治安上の問題を把握するため、下記第二２（３）ア及び第三４（３）アで設定する団体（以下「外国人受入事業実施法人」という。）等と連携する等、必要な措置を講じる。また、上記アの治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じるとともに、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、経済産業省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、分野別運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

（３）大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置

経済産業省は、特定技能制度における製造業分野に係る分野別協議会（以下単に「特定技能の協議会」という。）又は育成就労制度における製造業分野に係る分野別協議会（以下単に「育成就労の協議会」という。）や外国人受入事業実施法人等と連携し、本制度の趣旨や地方における優良事例等の情報を全国的に周知することで、地方の事業者が必要な特定技能外国人及び育成就労外国人を受け入れられるよう図っていく。また、上記３（１）に掲げた指標等を踏まえ、地方における人手不足の状況を把握し、その他の必要な関連施策を講じる等の確に対応する。

そのほか、経済産業省は、制度を所管する行政機関や地方公共団体、事業者、業界団体等と適切に連携するなどして、特定技能外国人及び育成就労外国人が居住する地域における外国人との共生のための施策の推進を支援する。

（４）公租公課に関する必要な措置

特定技能外国人、育成就労外国人、特定技能所属機関及び育成就労実施者は、納付すべき公租公課を適切に支払う責務があり、また、経済産業省は、これらの者が納付すべき公租公課の未納を防ぐため、制度を所管する行政機関と連携の上、必要な措置を講じる。

第二 特定技能制度に関する事項

１ 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

（１）１号特定技能外国人

製造業分野において特定技能１号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア及びイに定める試験に合格した者とする。

ア 技能水準

次のいずれかの試験

- ① 別表 1 の a. 技能水準の欄に掲げるもの
- ② 別表 3 の d. 技能水準（育成就労終了まで）の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」の A 2. 2 相当以上の水準と認められるもの

(2) 2号特定技能外国人

製造業分野において特定技能 2 号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア（ア）及びイに定める試験に合格した者であり、かつ、ア（イ）に定める実務経験の要件も満たす者とする。

ア 技能水準

（ア）技能水準

別表 2 の a. 技能水準の欄に掲げるもの

（イ）実務経験

日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場において、自らの判断で業務を遂行できる能力を要する業務に従事した実務経験を要件とする。

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」の B 1 相当以上の水準と認められるもの

2 その他特定技能制度の運用に関する重要事項

(1) 業務区分及び特定技能外国人が従事する業務

製造業分野において設定する業務区分及び当該業務区分において従事する業務は、それぞれ次のア及びイに定めるとおりとする。

なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：原材料・部品の調達・搬送作業、各業務の前後工程作業、クレーン・フォークリフト等運転作業、清掃・保守管理作業等）に付随的に従事することは差し支えない。

ア 1号特定技能外国人

上記 1（1）ア①の技能水準にあつては、当該技能水準に対応し、それぞれ別表 1 の b. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとし、上記 1（1）ア②の技能水準にあつては、当該技能水準に対応する別表 3 の a. 業務区分の欄に掲げる業務区分と同一の別表 1 の b. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとする。

イ 2号特定技能外国人

上記 1（2）ア（ア）の技能水準に対応し、それぞれ別表 2 の b. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとする。

(2) 特定技能外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

(3) 特定産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

ア 製造事業者団体に対して特に課す条件

製造業分野は多数の専門職種に分かれており、製造事業者団体も多数に分か

れていること等から、特定技能外国人の受入に係る製造事業者団体は、製造業分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入を実現するため、共同して次の取組を実施する団体（以下「特定技能外国人受入事業実施法人」という。）を設けること。

- ① 製造業分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入の実現に向けた共同ルールの設定及び遵守状況の確認
- ② 海外の現地機関との調整、試験場所の確保、受験者の募集、試験の実施等

イ 特定技能所属機関等に対して特に課す条件

- ① 特定技能所属機関は、生産性向上及び国内における人材確保のための取組を行っていること。
- ② 特定技能所属機関は、特定技能外国人受入事業実施法人に所属すること。
- ③ 特定技能外国人が活動を行う事業所が、日本標準産業分類(令和5年総務省告示第256号)に掲げる産業のうち、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（令和4年経済産業省告示第127号）において定める産業を行っていること。
- ④ 特定技能所属機関は、製造業分野における特定技能外国人を受け入れるための関係省庁等で構成された特定技能の協議会において協議が調った措置を講じること。
- ⑤ 特定技能所属機関は、経済産業省又はその委託を受けた者が行う指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対し、必要な協力を行うこと。
- ⑥ 特定技能所属機関は、特定技能外国人に対し、育成就労制度において従事した業務とは異なる業務に従事する等の場合には、必要に応じて訓練又は研修を実施すること。
- ⑦ 特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付すること。

第三 育成就労制度に関する事項

1 育成就労産業分野において求められる人材の基準に関する事項

製造業分野において育成就労の在留資格で受け入れる外国人は次の（１）に定める試験に合格した者又は講習を受講した者とする。また、育成就労の開始後一定期間経過時まで満たしていることが求められる水準は、次の（２）及び（３）にそれぞれ定める試験に合格していることとする。

（１）育成就労の就労を開始するまでに求められる日本語能力水準

- ① 「日本語教育の参照枠」のA1相当以上の水準と認められるもの
- ② 認定日本語教育機関（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）第3条第1項の「認定

日本語教育機関」をいう。)等における当該水準に相当する日本語講習の受講
(2) 育成就労の開始後 1 年経過時まで満たしていることが求められる水準

ア 技能水準

別表 3 の c. 技能水準 (1 年経過時まで) の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

上記 1 (1) ①に掲げるもの

(3) 育成就労を終了するまでに求められる水準

ア 技能水準

別表 3 の d. 技能水準 (育成就労終了まで) の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」の A 2. 2 相当以上の水準と認められるもの

2 育成就労外国人の育成に関する事項

製造業分野において設定する主たる技能は、別表 3 の a. 業務区分の欄に掲げる業務区分に対応し、それぞれ同表の b. 主たる技能の欄に定めるとおりとする。

その上で、育成就労計画に沿って、3 年間の育成就労期間を通じて当該主たる技能を修得するために必要な業務に一定時間計画的に従事させることにより、当該業務と関連するそれぞれの業務区分の範囲内の業務を経験させることとあいまって、製造業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成する。

3 育成就労産業分野における本人の意向による育成就労実施者の変更 (転籍) に関する事項

(1) 本人の意向による転籍に当たって必要となる技能水準及び日本語能力水準

製造業分野において育成就労外国人が本人の意向による転籍を行うに当たって必要となる技能水準及び日本語能力水準は、次に定める試験にそれぞれ合格していることとする。

ア 技能水準

別表 3 の c. 技能水準 (1 年経過時まで) の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」の A 2. 1 相当以上の水準と認められるもの

(2) 転籍制限期間及びその理由

転籍制限期間は 2 年とする。

製造業分野内の一部育成就労実施者においては、自己又は他の従業員の安全に配慮するため、取扱いに特段の留意が必要な製造用機械等があり、転籍により職場環境が変わることで安全への配慮不足等により重大事故につながるものがないよう、一定の時間をかけて安全衛生教育等を実施していくことが必要である。また、製造業分野内の一部育成就労実施者においては、転籍を認めることにより人材の流動性が高まり、人材が確保できなくなるおそれがあることから、激変緩和措置として、当面の間、転籍制限期間を 2 年とする必要がある。

(3) 1 年を超える転籍制限期間を設定した転籍元の育成就労実施者において講じる待遇向上策

毎年、製造業分野における育成就労外国人を受け入れるための関係省庁等で構成された育成就労の協議会において、当該分野における全企業の賃上げ率（所定内給与の定期昇給分及びベースアップ分）を基準に、昇給率を設定・公表する。1年を超える転籍制限期間を設定する育成就労実施者においては、在籍する育成就労外国人の所定内給与を1年目から2年目にかけて、当該昇給率によって昇給することとする。

なお、転籍制限期間を1年と設定する育成就労実施者においては、上記の待遇向上策を講じる義務は生じない。

4 その他育成就労制度の運用に関する重要事項

（１）業務区分及び育成就労外国人が従事する業務

製造業分野において設定する業務区分及び従事する業務は、特定技能制度と同一とする（第二２（１）参照）。

（２）育成就労外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

（３）育成就労産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

ア 製造事業者団体に対して特に課す条件

製造業分野は多数の専門職種に分かれており、製造事業者団体も多数に分かれていること等から、育成就労外国人の受入に係る製造事業者団体は、製造業分野における育成就労外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するため、共同して製造業分野における育成就労外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けた共同ルール策定及び遵守状況の確認を実施する団体（以下「育成就労外国人受入事業実施法人」という。）を設けること。

イ 育成就労実施者等に対して特に課す条件

- ① 育成就労実施者は、育成就労外国人受入事業実施法人に所属すること。
- ② 育成就労外国人が活動を行う事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、経済産業大臣が定める産業を行っていること。
- ③ 育成就労実施者及び監理支援機関は、育成就労の協議会において協議が調った措置を講じること。
- ④ 育成就労実施者は、経済産業省又はその委託を受けた者が行う指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対し、必要な協力を行うこと。

別表 1 (第二 1 及び 2 関係)

項番	a. 技能水準	b. 業務区分 (従事する業務)
1	製造分野特定技能 1 号評価試験 (機械金属加工)	機械金属加工 (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事する業務)
2	製造分野特定技能 1 号評価試験 (電気電子機器組立て)	電気電子機器組立て (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、電気電子機器等の製造工程、組立工程の作業に従事する業務)
3	製造分野特定技能 1 号評価試験 (金属表面処理)	金属表面処理 (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、表面処理等の作業に従事する業務)
4	製造分野特定技能 1 号評価試験 (紙器・段ボール箱製造)	紙器・段ボール箱製造 (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、紙器・段ボール箱の製造工程の作業に従事する業務)
5	製造分野特定技能 1 号評価試験 (コンクリート製品製造)	コンクリート製品製造 (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、コンクリート製品の製造工程の作業に従事する業務)
6	製造分野特定技能 1 号評価試験 (R P F 製造)	R P F 製造 (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、破碎・成形等の作業に従事する業務)
7	製造分野特定技能 1 号評価試験 (陶磁器製品製造)	陶磁器製品製造 (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、陶磁器製品の製造工程の作業に従事する業務)
8	製造分野特定技能 1 号評価試験 (印刷・製本)	印刷・製本 (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、オフセット印刷、グラビア印刷、製本の製造工程の作業に従事する業務)
9	製造分野特定技能 1 号評価試験 (紡織製品製造)	紡織製品製造 (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、紡織製品の製造工程の作業に従事する業務)
10	製造分野特定技能 1 号評価試験 (縫製)	縫製 (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、縫製工程の作業に従事する業務)
11	製造分野特定技能 1 号評価試験 (電線・ケーブル製造)	電線・ケーブル製造 (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、電線又はケーブルの製造工程の作業に従事する業務)
12	製造分野特定技能 1 号評価試験 (プレハブ住宅製品製造)	プレハブ住宅製品製造 (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、プレハブ住宅製品の製造工程の作業に従事する業務)

13	製造分野特定技能 1 号評価試験（家具製造）	家具製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、家具製品の製造工程の作業に従事する業務）
14	製造分野特定技能 1 号評価試験（定形・不定形耐火物製造）	定形・不定形耐火物製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、耐火物製品の製造工程の作業に従事する業務）
15	製造分野特定技能 1 号評価試験（生コンクリート製造）	生コンクリート製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、生コンクリートの製造工程の作業に従事する業務）
16	製造分野特定技能 1 号評価試験（ゴム製品製造）	ゴム製品製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、ゴム製品の製造工程の作業に従事する業務）
17	製造分野特定技能 1 号評価試験（かばん製造）	かばん製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、かばんの製造工程の作業に従事する業務）

別表 2（第二 1 及び 2 関係）

項番	a. 技能水準	b. 業務区分（従事する業務）
1	製造分野特定技能 2 号評価試験（機械金属加工）及びビジネス・キャリア検定 3 級（生産管理プランニング又は生産管理オペレーション） 技能検定 1 級（鋳造） 技能検定 1 級（鍛造） 技能検定 1 級（ダイカスト） 技能検定 1 級（機械加工） 技能検定 1 級（金属プレス加工） 技能検定 1 級（鉄工） 技能検定 1 級（工場板金） 技能検定 1 級（仕上げ） 技能検定 1 級（機械検査） 技能検定 1 級（機械保全） 技能検定 1 級（電気機器組立て） 技能検定 1 級（プラスチック成形） 技能検定 1 級（塗装） 技能検定 1 級（工業包装） 技能検定 1 級（金属熱処理）	機械金属加工（複数の技能者を指導しながら、素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事し、工程を管理する業務）
2	製造分野特定技能 2 号評価試験（電気電子機器組立て）及びビジネス・キ	電気電子機器組立て（複数の技能者を指導しながら、電気電子機器等の製造工程、組

	ヤリヤ検定3級（生産管理プランニング又は生産管理オペレーション） 技能検定1級（機械加工） 技能検定1級（仕上げ） 技能検定1級（機械検査） 技能検定1級（機械保全） 技能検定1級（電子機器組立て） 技能検定1級（電気機器組立て） 技能検定1級（プリント配線板製造） 技能検定1級（プラスチック成形） 技能検定1級（工業包装）	立工程の作業に従事し、工程を管理する業務）
3	製造分野特定技能2号評価試験（金属表面処理）及びビジネス・キャリア検定3級（生産管理プランニング又は生産管理オペレーション） 技能検定1級（めっき） 技能検定1級（アルミニウム陽極酸化処理）	金属表面処理（複数の技能者を指導しながら、表面処理等の作業に従事し、工程を管理する業務）

別表3（第二1、2、第三1、2及び3関係）

項番	a. 業務区分	b. 主たる技能	c. 技能水準（1年経過時まで）	d. 技能水準（育成就労終了まで）
1	機械金属加工	鋳鉄鋳物鋳造、 非鉄金属鋳物鋳造、 ハンマ型鍛造、 プレス型鍛造、 ホットチャンバダイカスト、 コールドチャンバダイカスト、 普通旋盤、 フライス盤、 数値制御旋盤、 マシニングセンタ、 金属プレス、 構造物鉄工、 機械板金、	技能検定試験（基礎級）	技能検定試験（3級）

	治工具仕上げ、 金型仕上げ、 機械組立仕上げ、 機械検査、 機械系保全、 電子機器組立て、 回転電機組立て、 変圧器組立て、 配電盤・制御盤組 立て、 開閉制御器具組立 て、 回 転 電 機 巻 線 製 作、 圧縮成形、 射出成形、 インフレーション 成形、 ブロー成形、 手積み積層成形、 建築塗装、 金属塗装、 鋼橋塗装、 噴霧塗装、 工業包装		
	アルミニウム圧延 ・押出製品製造(引 抜加工)、 アルミニウム圧延 ・押出製品製造(仕 上げ)	アルミニウム圧延 ・押出製品製造育 成就労評価試験 (初級)	アルミニウム圧延 ・押出製品製造育 成就労評価試験 (専門級)
	全体熱処理、 表面熱処理(浸炭・ 浸炭窒化・窒化)、 部分熱処理(高周 波熱処理・炎熱処 理)	金属熱処理育成就 労評価試験(初級)	金属熱処理育成就 労評価試験(専門 級)
	手溶接、 半自動溶接	溶接育成就労評価 試験(初級)	溶接育成就労評価 試験(専門級)

		ビーズ法発泡スチロール成形	ビーズ法発泡スチロール成形育成就労評価試験（初級）	ビーズ法発泡スチロール成形育成就労評価試験（専門級）
		プラスチック成形材料製造	プラスチック成形材料製造育成就労評価試験（初級）	プラスチック成形材料製造育成就労評価試験（専門級）
2	電気電子機器組立て	普通旋盤、フライス盤、数値制御旋盤、マシニングセンタ、治工具仕上げ、金型仕上げ、機械組立仕上げ、機械検査、機械系保全、電子機器組立て、回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て、回転電機巻線製作、プリント配線板設計、プリント配線板製造、圧縮成形、射出成形、インフレーション成形、ブロー成形、手積み積層成形、工業包装	技能検定試験（基礎級）	技能検定試験（3級）

		ビーズ法発泡スチロール成形	ビーズ法発泡スチロール成形育成就労評価試験（初級）	ビーズ法発泡スチロール成形育成就労評価試験（専門級）
		プラスチック成形材料製造	プラスチック成形材料製造育成就労評価試験（初級）	プラスチック成形材料製造育成就労評価試験（専門級）
3	金属表面処理	電気めっき、溶融亜鉛めっき、陽極酸化処理	技能検定試験（基礎級）	技能検定試験（3級）
4	紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き、印刷箱製箱、貼箱製造、段ボール箱製造	技能検定試験（基礎級）	技能検定試験（3級）
5	コンクリート製品製造	コンクリート製品製造	コンクリート製品製造育成就労評価試験（初級）	コンクリート製品製造育成就労評価試験（専門級）
6	R P F 製造	R P F 製造	R P F 製造育成就労評価試験（初級）	製造分野特定技能1号評価試験（R P F 製造）
7	陶磁器製品製造	機械ろくろ成形、圧力鑄込み成形、パッド印刷、排泥鑄込み成形	陶磁器工業製品製造育成就労評価試験（初級）	陶磁器工業製品製造育成就労評価試験（専門級）
8	印刷・製本	オフセット印刷、製本	技能検定試験（基礎級）	技能検定試験（3級）
		グラビア印刷	グラビア印刷育成就労評価試験（初級）	グラビア印刷育成就労評価試験（専門級）
9	繊維製品製造	糸浸染、織物・ニット浸染、靴下製造、丸編みニット製造	技能検定試験（基礎級）	技能検定試験（3級）
		紡績運転（前紡工程）、紡績運転（精紡工程）、紡績運転（巻糸工程）、紡績運転（合ねん糸工程）	紡績運転育成就労評価試験（初級）	紡績運転育成就労評価試験（専門級）

		織布運転（準備工程）、織布運転（製織工程）、織布運転（仕上工程）	織布運転育成就労評価試験（初級）	織布運転育成就労評価試験（専門級）
		たて編ニット生地製造	たて編ニット生地製造育成就労評価試験（初級）	たて編ニット生地製造育成就労評価試験（専門級）
		織じゅうたん製造、タフテッドカーペット製造、ニードルパンチカーペット製造	カーペット製造育成就労評価試験（初級）	カーペット製造育成就労評価試験（専門級）
		製網	製網育成就労評価試験（初級）	製網育成就労評価試験（専門級）
		染色（捺染）	染色（捺染）育成就労評価試験（初級）	染色（捺染）育成就労評価試験（専門級）
10	縫製	婦人子供既製服縫製、紳士既製服製造、寝具製作、帆布製品製造、ワイシャツ製造	技能検定試験（基礎級）	技能検定試験（3級）
		下着類製造	下着類製造育成就労評価試験（初級）	下着類製造育成就労評価試験（専門級）
		自動車シート縫製	自動車シート縫製育成就労評価試験（初級）	自動車シート縫製育成就労評価試験（専門級）
		タオル製造	タオル製造育成就労評価試験（初級）	タオル製造育成就労評価試験（専門級）
		カーテン縫製	カーテン縫製育成就労評価試験（初級）	カーテン縫製育成就労評価試験（専門級）
11	電線・ケーブル製造	電線・ケーブル製造	電線・ケーブル製造育成就労評価試験（初級）	電線・ケーブル製造育成就労評価試験（専門級）

12	プレハブ住宅製品製造	大工工事、 タイル張り、 普通旋盤、 金属プレス、 構造物鉄工、 機械板金、 建築塗装、 金属塗装、 噴霧塗装	技能検定試験（基礎級）	技能検定試験（3級）
		手溶接、 半自動溶接	溶接育成就労評価試験（初級）	溶接育成就労評価試験（専門級）
		コンクリート製品製造	コンクリート製品製造育成就労評価試験（初級）	コンクリート製品製造育成就労評価試験（専門級）
13	家具製造	金属プレス、 機械板金、 家具手加工、 圧縮成形、 射出成形、 インフレーション成形、 ブロー成形、 金属塗装、 噴霧塗装、 工業包装	技能検定試験（基礎級）	技能検定試験（3級）
		手溶接、 半自動溶接	溶接育成就労評価試験（初級）	溶接育成就労評価試験（専門級）
		家具組立て	家具組立て育成就労評価試験（初級）	家具組立て育成就労評価試験（専門級）
		マットレス製造	マットレス製造育成就労評価試験（初級）	マットレス製造育成就労評価試験（専門級）
		家具シート縫製	家具シート縫製育成就労評価試験（初級）	家具シート縫製育成就労評価試験（専門級）
14	定形・不定形耐火物製造	定形耐火物製造	定形耐火物製造育成就労評価試験（初級）	定形耐火物製造育成就労評価試験（専門級）

		不定形耐火物製造	不定形耐火物製造 育成就労評価試験 (初級)	不定形耐火物製造 育成就労評価試験 (専門級)
15	生コンクリート 製造	生コンクリート製 造	生コンクリート製 造育成就労評価試 験 (初級)	製造分野特定技能 1号評価試験 (生 コンクリート製 造)
16	ゴム製品製造	成形加工、 押出し加工、 混練り圧延加工、 複合積層加工	ゴム製品製造育成 就労評価試験 (初 級)	ゴム製品製造育成 就労評価試験 (専 門級)
17	かばん製造	かばん製造	かばん製造育成就 労評価試験 (初級)	かばん製造育成就 労評価試験 (専門 級)